

福岡県公報

令和2年9月4日
第133号

目次

告示 (第679号 - 第696号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	4
○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
公 告		
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	7

○落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○屋外広告物講習会の開催	(都市計画課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	11

告 示

福岡県告示第679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
京 築	県 道	苅 田 停車場 線	前	京都郡苅田町神田町一丁目8番17先から京都郡苅田町神田町	19.0 ～ 99.2	85.0	うち県道苅田採銅所線重用

			一丁目25番3先まで			延長 25.0 メートル
		後	京都郡苅田町神田町一丁目7番1先から 京都郡苅田町神田町一丁目25番3先まで	19.0 ～ 21.0	25.0	うち県道 苅田採銅 所線重用 延長 25.0 メートル

福岡県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	中宮 間田 線	前	中間市大字垣生96番1先から 中間市大字垣生145番6先まで	15.0 ～ 50.0	45.0
			後	中間市大字垣生96番1先から 中間市大字垣生145番6先まで	15.0 ～ 62.0	

福岡県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

那珂	観世音寺二日市線	太宰府市朱雀五丁目75番先から 太宰府市朱雀五丁目74番先まで
那珂	観世音寺二日市線	太宰府市朱雀四丁目2593番2先から 太宰府市朱雀四丁目2592番1先まで

福岡県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字櫛原2の3、3、9の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字櫛原9の3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年3月福岡県告示第452号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月福岡県告示第634号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月28日農林水産省告示第2304号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方屋線	前	遠賀郡遠賀町大字 広渡1269番先から 遠賀郡遠賀町大字 広渡1250番先まで	6.1 ～ 10.0	161.5
			後	遠賀郡遠賀町大字 広渡1269番先から 遠賀郡遠賀町大字 広渡1250番先まで	11.3 ～ 16.6	161.5

福岡県告示第687号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
筑後川水系三並川
- 廃川敷地等生じた年月日
令和2年9月4日
- 廃川敷地等の位置
朝倉郡筑前町三並960番1地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
514.52㎡

福岡県告示第688号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所に備えて

置いて縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
筑後川水系三並川
- 廃川敷地等生じた年月日
令和2年9月4日
- 廃川敷地等の位置
朝倉郡筑前町三並676番2地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
275.27㎡

福岡県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	富多城線	前	久留米市北野町金 島1247番18先から 久留米市北野町金 島393番1先まで	6.2 ～ 8.7	646.5
			後	久留米市北野町金 島1247番18先から 久留米市北野町金 島393番1先まで	8.1 ～ 11.0	646.5

福岡県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	322号	前	朝倉市下湊495番1先から 朝倉市下湊491番1先まで	9.5 ～ 11.3	31.8
			後	朝倉市下湊495番1先から 朝倉市下湊491番1先まで	9.5 ～ 12.6	31.8

福岡県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	322号	朝倉市下湊495番1先から 朝倉市下湊491番1先まで

福岡県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	殖 木 入 地 甘 木 線		前	朝倉市中島田1132番先から 朝倉市中島田944番先まで	11.7 ～ 19.0	242.0
			後	朝倉市中島田1132番先から 朝倉市中島田944番先まで	11.7 ～ 19.0	242.0
			後	朝倉市中島田1132番先から 朝倉市中島田944番先まで	12.0 ～ 21.0	284.0

福岡県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 29.1	954.0

	前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 27.5	906.0
	前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	8.5 ～ 33.3	811.0
	後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 29.1	954.0
	後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	8.5 ～ 33.3	811.0

福岡県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市黒川1877番1先から 朝倉市黒川883番12先まで

福岡県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉県道	朝倉原線	朝倉小石原線	前	朝倉市佐田2805番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	4.6 ～ 50.4	3,610.0
			前	朝倉市佐田2805番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	6.2 ～ 53.4	3,019.0
			後	朝倉市佐田2805番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	6.2 ～ 53.4	3,019.0

福岡県告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年12月福岡県告示第763号筑豊広域都市計画下水道事業直方公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
直方市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画下水道事業直方公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年3月8日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 取用の部分

平成29年福岡県告示第763号の事業地に、次の区域を加える。

直方市大字感田の一部、直方市大字頓野の一部、直方市大字直方の一部、直方市大字山部の一部、直方市新町三丁目の一部、直方市大字丸山町の一部、直方市大字赤池の一部、直方市大字下堺の一部。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川北部第3地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和2年9月4日から 令和2年10月6日まで	柳川市役所

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和2年9月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の制定による生活保護法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年9月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年9月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約の名称

原動機付自転車賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和2年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

45,045,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年7月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉穂郡桂川町大字九郎丸、桂川町大字土居	令和2年7月27日から 令和2年11月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡苅田町鳥越町地先	令和2年7月28日から 令和2年12月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市二丈深江（国道497号）	令和2年7月31日から 令和2年12月18日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

3級基準点測量 1点

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区一円	令和2年7月16日から 令和2年12月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	令和2年8月17日から 令和3年1月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	令和2年8月17日から 令和3年1月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類

公共測量

（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市全域	令和2年7月22日から 令和3年3月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太宰府市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量
（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
太宰府市全域	令和2年7月1日から 令和3年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太宰府市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量

修正数値図化 レベル2500

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
太宰府市全域	令和2年7月1日から 令和3年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

1 級基準点測量（3点）

3 級基準点測量（6点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	令和2年8月13日

公告

「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年9月4日から令和2年9月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に

掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字迎田1118番4及び1118番48から1118番69まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市国分町743番2

昭和建設株式会社

代表取締役 戸田 誠二

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和2年11月6日	午前9時50分から 午後4時30分まで	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁 3階講堂

2 講習の内容

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、令和2年9月28日（月曜日）から10月9日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、令和2年10月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（電話092-643-3711）又は最寄りの県土整備事務所に行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の名称

ストーカー被害者保護対策カメラシステム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年7月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ノビタス

(2) 住所

神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-5いちご新横浜ビル7階

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,224,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年6月9日

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

令和2年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

(1) 化学名 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(2) 化学名 $N-\{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル\}-N-フェニルプロパンアミド$ 及びその塩類

(3) 化学名 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類

(4) 化学名 $N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド$ 及びその塩類

(5) 化学名 $[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル]$ (4

－メトキシナフタレン－1－イル）メタノン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第153号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和2年9月5日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。